

音声学から考える商標の称呼の類否 第9回

サブタイトル：音の切れ目

弁理士 池山拓治

0. 復習

これまでに「音の切れ目」について書いてきました。我々はすべての音を一律に聴いているわけではなく、一定のまとまりの連続として、リズムをきざみながら聴いていることを具体例に基づいて説明しました。

拍とは、字数を音の数と一致させ、一文字を一つの音とする考え方で、「アーモンド」を「ア・ー・モ・ン・ド」とわけるといことです。しかし、実際に認識されやすいのは拍による「ア・ー・モ・ン・ド」ではなく、音節による「アー・モン・ド」です。音節とは自然な日本語として認識されるまとまりであって、一般的に拍の上位概念となるものです。

今回は、拍と音節との関係を考察します。毎回のことですが、本稿は可能な限りにおいて簡略化した説明に基づいて記すものであって、必要な敷衍を省略する場合があります。ご了承ください。

1. 拍、短音節、長音節の関係について

前回に説明したとおり、自立拍の場合は拍と音節の数が一致し、その場合は単音節を構成します。しかし、自立拍の直後に特殊拍や一部の母音が位置する場合は、両者で一の長音節を構成します。また、長音節＝単音節×2という場合もあります。

雑にまとめますと、2拍で長音節を構成するという事です。場合分けすると、

①自立拍+特殊拍「ー」「っ」「ん」

②自立拍+一部の母音

③単音節×2

の3つになります。

2. 長音節としての知覚

日本語の語句は長音節のまとまりで認識される傾向があります。

前回の最後に、「弁理士」を「べん・りし」とわけて歌っている日本弁理士会の Youtube の動画を紹介しましたが、それは語句が長音節毎に認識される傾向をあらわしたものです。

「アーモンド」が「アー・モン・ド」と認識されることについては上述のとおりですが、「アー」と「モン」は上記①の場合で、「ド」は長音節を構成することなく、単音節のままで残ります。

そもそも、音が長音節というまとまりで認識されていることについて違和感を持つ人がいるでしょうから、納得していただくために、略称を例として挙げます。公式HPのドメイン名またはディレトリ名に用いられている略称は公式のものであると考えていいでしょう。

逃げるは恥だが役に立つ⇒ニゲハジ

https://www.tbs.co.jp/NIGEHAJI_tbs/
『私の家政夫ナギサさん』⇒ワタナギ
https://www.tbs.co.jp/WATANAGI_tbs/
Official 髭男dism⇒ヒゲダン
<https://higedan.com/>
ずっと真夜中でいいのに⇒ズトマヨ
<https://zutomayo.net/>
東京卍リベンジャーズ⇒トウリベ
ハロープロジェクト⇒ハロプロ
ゆりやんレトリィバァ⇒ユリヤン
あんさんぶるスターズ！！⇒アンスタ

3. まとめ&予告

ただ、例外もあります。

インターネット⇒×「インネツ」「インネット」 ○「ネット」

「後藤真希」⇒×「ゴトマキ」 ○「ゴマキ」

「松田里奈」⇒×「マツリナ」 ○「マツリ」

原則と例外を考察すると、音声学のうちの聴覚音声学の理解が深まりますから、次回に説明します。

以上